

(司会)

ただいまから、令和3年度第1回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。

まず、本日の出席状況ですが、委員14名のうち11名の委員に出席いただいております。過半数を超えておりますので、本日の審査会が成立しておりますことをご報告させていただきます。出席者につきましては名簿での紹介にかえさせていただきます。また、本日の参加者につきましても名簿のとおりでございます。はじめに、環境対策課長からご挨拶申し上げます。

(環境対策課長)

皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。最近、雨続きでございましたけれども、今日は五月晴れというにふさわしい天候で、暑くもなく寒くもなくというところで、審査会日和ではないかと思えます。

本日の審査会でございますけれども、昨年度末の3月30日に開催させていただきました1回目につき、本案件2回目の審査会でございます。短い時間ではありますけれども、本日の審査会で配慮書に対する答申をまとめていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日は非常に短い時間かと思えますけれども、活発なご意見を頂き、答申にまとめていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

続いて資料の確認をさせていただきます。まず、次第、出席者名簿、座席表、次に資料1「新焼却施設整備事業に係る配慮書に対する意見書等への事業者への見解・対応及び事務局の見解」、資料2「新焼却施設整備事業に係る配慮書に対する質問等への事業者回答」、資料3「答申書(素案)」。参考資料として「新潟市環境影響評価条例手続きについて」。次第の配付資料に記載はないのですが、前回3月30日に開催された審査会の開催概要です。その他、今回の計画段階環境配慮計画書をお持ちいただくようにご連絡しておりました。以上の資料について不足などはございませんでしょうか。

議事に入る前に、本日の審査会の位置づけについてご説明させていただきます。参考資料をご覧くださいと思います。本日の審査会はフロー図の黄色で着色しております、配慮書に対する環境保全上の意見をまとめていただく作業となります。裏面をご覧くださいなのですが、本日取りまとめられた意見は答申として市長に提出されます。市長は答申に基づき環境保全上の意見を市長意見として、6月中旬ごろに事業者へ通知する予定となっております。それでは、議事に入らせていただきたいと思えます。以降の進行は会長にお願いいたします。

(会長)

皆さんおはようございます。今、事務局よりご説明がありましたとおり、本日の審査会としては答申を取りまとめでいただくこととなります。皆さんの時間も限られておりますので、円滑に議事を進行させていただければありがたいと思います。ご協力よろしく願いいたします。それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

前回3月末の審査会の後、本配慮書に対するご意見をメールで照会させていただきました。委員の皆様からはたくさんのご意見、ご質問を頂き、ありがとうございました。今回、大変恐縮ではありますが、事務局で整理させていただき、資料1に意見、資料2にご質問等といった形で取りまとめさせていただいたところです。こちらの資料につきましては事前にメールで送付させていただいておりますので、確認いただいているところかと思っております。本日の審査会では、各委員から頂いた意見、それに対する事業者の見解、事務局の考えについて説明しました後、最終的に市長意見となる答申書（素案）についてご審査いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料1と資料3を使い説明させていただきます。資料1をご覧ください。頂いた意見に対する事業者の見解、対応、事務局の意見等の取扱いについて表にまとめております。事務局の意見等の取扱いについての欄には、答申書（素案）に反映する意見については丸を付し、意見を踏まえて、どのような内容を答申書に記載するかについて書いております。また、頂いた意見のうち、事業者の見解をもち特段答申書への記載が必要ないと思われるものにつきましては、「事業者の回答をもって了としたい」という記載にしております。

今回頂いたご意見のうち、答申書素案に反映させた内容について順に確認しながら説明していきたいと思っております。資料1のNo.1の意見です。計画に関する内容となっています。「既存施設の解体に関する環境影響はどのようになっているか。新たな施設の設置と解体はセットで考える必要があると思う。大規模な施設に関してはその撤去のことも考慮することが今後の趨勢となると考えるがいかがか」というご意見でした。こちらに対しての事業者の見解・対応は「既存施設は、新焼却施設稼働後に解体する計画ですが、解体工事については、現段階で施工時期を含む工事内容が決まっていないため、配慮書では記載していません。方法書以降において、解体工事に関する環境保全対策等の記載を検討します」ということです。事業者の見解どおり、現時点で内容が決まっていないところですが、この意見を踏まえ、解体工事に関する環境影響についても十分に配慮することという内容で市長意見に記載したいと考えております。

続いてNo.5、騒音に関する環境要素になります。「騒音源を集中配置して、単純な騒音伝搬計

算を行うことは差し支えないと判断するが、詳細な周波数スペクトルの検討を経ずに音源を単純化する場合に根拠もなく、代表周波数を 1000Hz とすることは問題がある。あまり根拠もなく代表周波数を提示するのであれば、500Hz 程度とするのが旧来から一般的である。配慮書段階のように、細かな検討が行わないとする場合、旧来より行われている 500Hz を代表周波数とするほうが合理的ではないか。その場合、ALCの遮音性能は 500Hz にはコインシデンス効果という遮音性能の低下現象が現れ、1kHz の性能より大分低下すると思われる。このような場合の遮音性を仮定にするには、安全側の予測措置として 500Hz の透過損失値を採用する、あるいは 250Hz、500Hz、1000Hz の性能を平均した値を用いるほうがよいと判断する」というご意見を頂いたところです。こちらについての事業者の見解・対応です。「配慮書においては、騒音発生源の詳細なデータの入手及び設定ができなかったため、1kHz を代表周波数として予測を行いました。準備書においては、ご指摘を踏まえて、詳細な騒音発生減及び壁面のデータを入手し、周波数別で騒音レベル及び透過損失値を設定して予測を行います」ということです。この意見を踏まえ、事務局として、市長意見の中で、「適切な騒音発生源等のデータを用いて予測・評価を行うこと」という内容で記載したいと考えております。

No.9 の意見です。景観に関するご意見となります。「モニタージュ写真は、既存の亀田清掃センターを消した状態で作成されているため、既存施設の東側に隣接して新設した後の景観変化を正しく評価する資料となっていない」というご意見でした。こちらについての事業者見解・対応です。「新施設稼働後、既存施設は解体する予定であることから、配慮書では新焼却施設のみをフォトモニタージュにて予測・評価を行っていますが、両施設が存在する期間もあることを踏まえ、方法書以降の手続きで検討します」とあります。この意見を踏まえ、事務局として市長意見の中で、「既存施設と新施設が長期間共存する場合は、その影響についても把握に努めること」という内容で記載したいと考えています。

同じく景観の意見ですが、No.13 です。色彩についてですが、「新施設の色彩については、現施設の絵と採用色彩候補を施した新施設の絵を比較しつつ、最終選択判断を行う方法で彩色の選択をしていただきたい。周辺風景、既存周辺施設群との調和を図られるような各方面からの意見も参考に色彩選択すること。少なくとも、今回示されたフォトモニタージュに採用された白色系統の目立ちがちな色彩は不向きと考える」というご意見を頂きました。事業者として「現時点では設計計画の詳細が未定のため、フォトモニタージュでは施設ボリュームを示すものとして乳白色にて表現しています。施設の具体的な形態や意匠、色彩については新潟市景観計画における景観形成基準に基づき、周辺環境に調和したものとなるよう計画します」という見解です。事務局としましても、この意見を踏まえ、市長意見の中で「形態や意匠、色彩については新潟市景観計画における景観形成基準に基づき、周辺環境と調和したものとなるよう

配慮すること」という内容で記載したいと考えています。

続いて、温室効果ガス等の意見になります。「環境政策課からの意見にもあるように、発電電力送電分に頼らずとも、ゼロカーボンの達成を可能とする施策を立案し、そうした仕様にそって建て替えるべきではないか」というご意見を頂きました。事業者からは「現時点で施設詳細は未定であるため、配慮書では、石炭・コークス等の燃料使用により最も影響の大きいケースにて予測しました。今後、処理方式の決定も含めた施設計画では、温室効果ガス排出量削減の観点も踏まえ、検討を進めます」という見解です。事務局としましてもこの意見を踏まえ、市長意見の中で「可能な限り温室効果ガスの削減に努めること」と記載したいと考えています。

続いて、温室効果ガス等の意見です。No.15 とNo.16 は似たような内容の意見として整理させていただきます。まず一つ目、「現状の4施設から発電効率が向上する2施設に統合することで、温室効果ガスの排出量が削減されると評価されている。しかしながら、施設統合に伴い廃棄物の運搬距離は増えることが予測され、燃料の消費量増に伴い温室効果ガスの排出量は逆に増えることが予測される。その増加量は、施設統合による削減量よりもかなり低いので、考慮する必要はないということか」というご意見でした。もう一つのご意見は、「温室効果ガス等の排出量の予測について、4施設体制から2施設体制に移行することによる施設からの発生量に絞って比較しているが、収集車や自己搬入移動距離や走行回数の増加が予測されていないのか。単に施設そのものの性能だけで比較せず、ごみの収集から処理までの全プロセスを加味したうえで優位性を述べると考える」というご意見がありました。これらの意見に対する事業者の見解・対応です。「現時点では台数等の詳細が未定のため、方法書以降の手続きにおいて影響を予測・評価を行います。なお、計画用地については、収集における市内のごみ排出状況や新田清掃センターとのバランス等を考慮して選定していますが、施設の統合による温室効果ガスの低減量約1万7,000トン-CO₂に対し、収集運搬ルート変更に伴う温室効果ガス増加量は概算で数百トンCO₂であり、比較して影響は小さいものと考えています」ということです。こちらを踏まえ事務局としましては、「廃棄物焼却施設の統合に伴う温室効果ガス排出量の削減について、ごみの収集運搬による排出量の影響も含めて明らかにすること」という内容で市長意見に掲載したいと考えています。

同じく温室効果ガス等のご意見です。No.17 です。「事業計画に伴う大気質、騒音など環境保全対策の中、温室効果ガスについては、導入する焼却機材、使用燃料など大きく変わってくると思われるので、よく検討いただきたい」というご意見をいただきました。こちらについては、「導入する焼却機材・使用燃料については、現在検討中になります。準備書の段階で、より具体化した予測条件で検討した予測・評価結果をお示しする予定です」という見解です。事務局としましてはこの意見を踏まえ、「温室効果ガスの排出量等を比較検討したうえで燃焼方式を

選定し、適切に予測・評価を行うこと」という内容で記載したいと思っております。

次のページです。こちらは1回目の3月の審査会でもお示ししました、関係課からの意見です。こちらに事業者の見解を加えたものになりますが、この中で、No.20の地球温暖化の関係で、「本市は、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指すことを表明している。温室効果ガスの排出量の予測条件では最大ケースとしてコークス、A重油の使用を想定されているとはいえ発電電力送電分を考慮しない場合には温室効果ガス排出量の大幅な増加が予測されている。将来的な実質ゼロを視野に入れ、廃棄物処理に起因する温室効果ガス排出量の削減に配慮すること」という意見がありました。こちらについての事業者の見解としては、「現時点で施設詳細は未定であるため、配慮書では、石炭・コークス等の燃料使用により最も影響の大きいケースにて予測しました。今後、処理方式の決定も含めた施設計画では、温室効果ガス排出量削減の観点も踏まえ、検討を進めます」とあります。こちらについて事務局として、今まで説明したとおり「廃棄物焼却施設の統合に伴う温室効果ガス排出量の削減について、ごみの収集運搬による排出量の影響も含めて明らかにすること」という内容で記載したいと考えています。

一度ここで一区切りさせていただきたいと思います。

(会長)

ご説明ありがとうございました。以上の説明につきまして、皆様からご質問あるいはご意見をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(A 委員)

前回、私が質問してお答えいただいた件に関しては了解しております。今回のほかの委員の先生方の意見等を見て申し上げたいのですが、温室効果ガス等に関する影響に関して細かいご意見を他の先生方がされていて、大変ごもつともで、全プロセスを検討すべきというのはそのとおりだと思います。事業者の見解として、廃棄物発電がなかった施設を統合して廃棄物発電強化によってCO₂などの温室効果ガスの削減効果が1万7,000トン、これと比較して、走行距離等の増大によるCO₂排出は少ないということですが、CO₂、温室効果ガスだけではなくて、もちろん焼却時にもNO_x、その他、昨今はあまりいわれませんがダイオキシンなどさまざまな排出ガスが出ます。収集車にしてもCO₂だけ出して走っているわけではなく、当然、SPMなど、収集車の多くは今でもディーゼルかと思うのですが、排出ガスを出しているのです。CO₂に絞って比較した場合に、それ以外の項目が抜け落ちないかという懸念です。周辺住民等がご心配されるのも、CO₂を出す量が増えて自分たちの生活環境や健康に

影響があることを心配するのではなくて、収集車の排気ガスとか焼却施設の排気ガスに含まれるそのほかの有害物質のほうが短期的、直接的には影響があるわけです。CO₂の濃度がよほど高くなると中毒性が出ませんから、こちらのほうに関する配慮を当然、ごみの焼却施設ですから考慮すべきと思いますので、あまり温室効果ガスだけに絞って比較するというのは、そのあたりが落ちてしまうのではないかという心配です。それを踏まえまして、渋滞等を通じた間接的な影響もあります。収集車が周辺道路環境の渋滞を増加させるということも考えられます。そうすると間接的にCO₂、SPM、NO_x、そのほかの排出量が増えることも考えられます。答申書の3番に、本配慮書においては焼却炉の処理方式が選定されていないが、選定にあたっては温室効果ガスなどの環境影響と書いてあるのですが、先ほど申し上げたように、温室効果ガスだけ出しているわけでもないの、一義的には、排出ガスだと思うのです。専門用語的にはどうなのか、違うのかもしれませんが、排出ガスなしの燃焼時に生じるガスだと思います。その中に温室効果ガスが含まれていて、それらはトータルな評価が必要ということなので、変えるのであれば、温室効果ガスなどの排出ガスの環境影響なのではないかと思いました。それで収集車の影響等が含まれるかどうかは微妙なところです。

(会長)

今のご質問は、温室効果ガスだけでなく、ほかの排出成分についても検討すべきではないか、入れるべきではないかということです。

(事務局)

ご指摘の点はもっともだと思います。ただ、施設統合という観点では、今回、温室効果ガスを中心に事業者が検討を行ったものと理解しております。おっしゃられたNO_xやダイオキシンといったものについては、今後、方法書の中でどういった項目について調査するのかを明らかにし、準備書、評価書の中で結果、影響に対する評価というものが出てくるものと思いますので、そちらで見ていきたいと考えております。また、答申書のほうなのですが、温室効果ガスなどと含めてあるのですが、ここは当然、温室効果ガスだけを環境影響項目ということで考えるわけではございませんので、騒音、振動もございまして、諸々含めて「など」ということで入れさせていただいており、ここに「排出ガス」と入れてしまうと、そういったところが含まれなくなりますので、排出ガスも含めて広く含めるということで「など」といった使い方をさせていただいたところでございます。

(A 委員)

そういうお答えかとは思ったのですが、「など」という言葉にそこまでの意味を込めて書いてあるということですね。承知しました。

(B 委員)

景観のことでいろいろと注文をつけたのですけれども、答申に関してはこれでけっこうだと思うのですが、私が申し上げたい趣旨をもう一度言いますと、最近、環境影響審査において、高さの問題でかなり議論がありまして、圧迫感だとか驚愕感を与えかねないような案件があります。この件がそれに当てはまるのかどうかは分かりませんが、それなりのボリュームや煙突の高さがあるということで、それによってどういった影響があるかということを経験的に考えると、そういった面も捨てきれない。周辺の住民の方々にとっては圧迫感だとかマイナスの面。もちろん煙突の高さというのは景観だけで決まるわけではなくて、そのほかの要素が影響するということは十分承知のうえです。なおかつ、そういったものを与えないということがベストな解答だと思うのですけれども、そのときに、フォトモンタージュというものが手法としてあるわけですが、それはいかようにも作れるということです。要するに正しくは、対照となる、今見ている視点の近くの一般的な風景と、清掃センターの建物や象徴させる煙突の関係がどういったものか、極めて普通の状態で見るときに特に問題がなければいいということ担保するようなことが、周辺の方々等に提示して納得いただくことが一般的な望ましい方法だろうと思います。そのときに、作り方はいろいろあるということで、今現在の写真をどのように撮るかということによって決まるわけですが、その場合、いろいろな考え方があると思うのですけれども、一般的にいうと普通の人間が見ている感覚、そこに新設される施設の外観を貼り込むのが一般的なのですが、この場合、35ミリフィルムサイズのカメラを使って撮影したものをベースに作成しましたということはあるのですけれども、一般的によくいわれているのは、昔でいう50ミリ標準サイズの写真、50ミリのレンズをつけてみた時がごく自然に見えるものであるということ。それを基本として、ただ35ミリの広角系で作られるのは全体像を見せる時にいいのですが、将来、施設がどのように目に入るのかという時には、それをきちんと担保したようなものも作ってほしいと。50ミリのもので作るものを付録で作るという意味ではなくて、もし、大きなものになるとすれば、折りたたんで方法書や準備書に入れ込めばいいわけです。人間の視覚というのはいっぺんに広くは見えないうわけですが、それぞれの見たい方向というのはどのようになっているのかということを見る時にも分かるようなフォトモンタージュを作って、周辺の方々にこうですよということがよく分かるような資料として提示していただきたい。決して普通の人間の感覚をベースにした資料が付録ではないということはぜひ認識し

ていただいて、資料を作っていただきたいということを改めて申し上げたいと思います。特に答申への景観にかかわるものはそういったことを含んだものだと私は解釈して、了解します。

(会長)

ありがとうございました。今のは意見であって、答申書のどこかの文書をこのように変えたほうがいいのではないかとのご意見ではないですね。

その点については特にご回答は求めませんが、一応、意見として頂いておいてください。次の方法書で今のご意見を反映させればよろしいのではないかと思います。

(事務局)

今のご意見について事務局からお答えさせていただきます。今、B委員がおっしゃられた趣旨につきましては、事業者からもしっかり対応していくという回答を頂いておりますので、私も、それをもって了としたいと考えておりますし、また、それが今後履行されるというところをフォローしていきたいと考えております。

(C委員)

私のところを修正していただきましてありがとうございます。ここにも書いてあるのですが、新焼却施設を造るということは、当然、旧焼却施設を解体するということとセットになっているので、本来、そこはセットで考えて評価すべきだと私は考えております。しかも戦略的なアセスメントということが前提という形になってくるのであればなおさら、長期の状態がどのように変化するのかということに対しての影響というものは非常に難しい部分がたくさんあるのですが、基本的には事前にできるだけ明らかにすることが必要ではないかと私は思っております。ほかの焼却施設もなくなるということで、先ほどのCO₂が逆にどうなるのかというものがあると思うのですが、全体的にどのようになるのかというところはしっかり考えていかないと、思いもよらないところで、思いもよらないことが起こりうるのではないかと考えています。

地域住民の方が一番不安とするところはどこなのかということを最重点に考えて、騒音の問題もそうですし、集中したときの渋滞の問題。現場の路線を拝見させていただくと、これは渋滞する可能性がけっこうあるのではないかと皆さん思われると思うので、長期的な全体的な観点に立ったうえでの立案計画という流れをしっかりと取り入れて、今後とも対応してもらいたいと思っています。それはやってみないと分かりませんというような形になってしまうと、それでは何のためにアセスをするのかということにつながると思いますので、そこはぜひしっかり

対応していただきたいと思っています。これは感想と意見というような感じで聞いていただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。ご意見いただきましたけれども事務局から何かありますか。

(事務局)

今回、解体の部分はどうするかというところが、私ども事務局側でも扱いを少し検討させていただいたところではありますが、おっしゃるとおり、やはり一体と考えるのが最近のアセスの中では一般的な考え方ということで、今回、解体工事に対する環境影響も含めて十分配慮することといった内容を答申の中に盛り込ませていただきました。また、それに対して頂いた五十嵐委員からの意見も、今後、アセスメントの手続きを進める部署としてしっかり踏まえて対応していきたいと考えております。

(D 委員)

一つだけ、答申書とは直接関係ありませんが、煙突の性能もどんどん進歩してよくなると思われませんが、この先 20 年、30 年、今回新設される煙突を使うかもしれません。しかし社会の科学技術も進歩しておりまして排出される二酸化炭素を捕集して、それを有効利用するという流れもございます。そういうことを考えると、排出される二酸化炭素を捕集するようなことも今後考えていっていただきたいと思っております。

(会長)

二酸化炭素を減らすだけではなく、排出されるものの再利用、あるいは吸収して何かに利用するという事だろうと思えますけれども、事務局、何かご意見はありますか。

(事業者)

事業者から、今のご質問にご回答しますと、今の段階でCO₂の捕集、有効利用というところについては何もいえないところではありますが、今後の技術の進み方なども踏まえながら、今後の検討ということでご意見として承りたいと思います。よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。余談ですがけれども、私の現役時代に、排出される炭酸ガスを使って藻の繁殖を促して、ほかのものに転換ということを考えて実験したことがございます。その

ようなことを思い出しました。

(E 委員)

No.9で景観に関する意見を申しましたが、それについて、既存施設の景観に与える影響も加えるということも反映していただいております。というのは、この計画は、何も無い広い土地に建てるわけではなくて、既存施設があって、それを新しく更新するという事なので、その場合に、景観への影響を見ようと思ったときは、既存施設の景観の影響を見て、その後でできた結果を見て、両方を比べ、その影響がどうなっているかという手順を踏まえないと、それはだれも確認できないと思うのです。B委員がおっしゃっていましたが、最終的なものを、交互にこれでいいでしょうといわれても、それでいいかどうかは、景観に与える、例えば悪影響があったとした場合に、それが軽減するような配慮がなされているかどうかを判断できないので、既存施設のことも含めていただいたことは、正しく評価できることにつながりますので、ありがたいと思います。事業者の方の見解を読みますと、そのように思っていないような気がしますので、新潟市の中には建築部局の技師の方もいらっしゃると思いますので、引き続き、建物の景観評価を見るときの基本をご指導いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

(会長)

ただいまの意見は、今後、方法書を作る段階でこのご意見を反映されればと思いますけれども、その辺で事務局からございますか。

(事務局)

今、先生からおっしゃっていただいた趣旨については、今日、事業者が来ておりますので、事業者にしっかり理解していただいたうえで、事務局として方法書または準備書の中で反映していただく方向に持っていきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。そのほかにご意見、ご質問はございませんか。それでは、ないようでございますので、答申書に関する事業者あるいは事務局等の回答をご説明いただき、答申書そのまま、特段、修正、あるいは加えなければいけないといった重大な事項はなかったように思います。ただ、今のような各委員と先生方のご意見等は踏まえて、次の方法書、準備書を進めていただければと思います。

審査会といたしましては、今のご意見の中では答申書に対する修正あるいは加筆等はなかったように思いますが、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

答申の素案について通しでご説明させていただいていなかったもので、資料3につきまして御説明させていただければと思います。

(事務局)

答申書の素案について説明させていただきます。資料3をご覧ください。総括的事項、個別事項、その他事項と大きく三つに分類、構成しております。総括的事項は四つほどあります。一つ、「当該事業は、事業実施想定区域の周辺に住宅地が存在していることを鑑みて、事業の実施にあたっては周辺の生活環境について十分配慮すること」という内容を加えたいと思います。二つ目、こちらは先ほどの資料1のNo.15、No.16を反映したものです。「廃棄物焼却施設の統合に伴う温室効果ガス排出量の削減について、焼却施設の稼働のみならず、ごみの収集運搬による排出量の影響も含めて明らかにすること」。三つ目、資料1のNo.17の意見を反映し、「本配慮書においては、焼却炉の処理方式が選定されていないが、選定にあたっては温室効果ガスなどの環境影響について考慮し、工事や供用時における環境配慮項目について適切に予測・評価を行い、分かりやすい記載に留意すること」。四つ目、No.1の意見を踏まえ、「今回の新焼却施設整備事業は、既存焼却施設の更新であり、事業実施想定区域内の既存焼却施設の解体が想定されることから、解体工事に関する環境影響についても十分配慮すること」という内容で記載されております。

続いて、2番目の個別事項です。まず、騒音についてです。No.5の意見を踏まえ、「事業特性を踏まえたうえで、適切な騒音発生源等のデータを用いて予測・評価を行うこと」という記載にしたいと思います。二つ目として、景観については2点あります。一つ目、「当該事業は、焼却施設更新の事業であるが、既存施設と新設設備が長期間共存する場合は、その影響についても把握に努めること」。こちらはNo.9の意見を踏まえています。No.13の意見を踏まえ、「新設施設の形態や意匠、色彩については、新潟県景観計画の景観形成基準に基づき周辺風景との調和を図るよう配慮すること」という内容で記載したいと思います。三つ目、温室効果ガスについて。No.14、No.20の意見を踏まえ記載したところですが、「新潟市は、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指すことを表明している。省エネ・再エネに積極的に取り組むなど、公共施設として可能な限り温室効果ガス排出量の削減に努めること」とさせていただきます。

三つ目、その他事項については、「環境影響評価方法書の作成にあたっては、文書や図の作成において工夫し、わかりやすい図書となるよう留意すること」ということで、素案の作成させていただきました。なお、事業者へ市長意見を通知する際には、資料1に取りまとめている意見についても一緒に事業者に送付する予定であります。

(会長)

ありがとうございました。今、答申書の素案のご説明をいただきました。皆様方のご意見を反映されたものと思います。文章的にはこれでよろしいでしょうか。

それでは、この答申書（素案）を市長意見として答申書とするということでお認めいただいたということよろしいですか。

(「異議なし」の声)

(会長)

ありがとうございました。

次に、次第3「その他」。

(会長)

今日の審査会全体につきまして何かございますでしょうか。

これから時代が大きく変わっていきます。カーボンゼロという社会は、確かに私もカーボンだけにこだわらずに、先ほどA委員からありましたように、以前、あちこちの焼却場でダイオキシン問題が起きたり、水銀問題が起きたり、ほかの成分などもございます。そのようなことで、ほかの成分についてもご配慮いただければありがたいと思います。ありがとうございました。

今日の円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。これで答申ができあがりしましたので、皆様のご協力を得ながら、次の第2ステップを進みます。よろしくお願ひします。

それでは、事務局へお返しいたします。

(司会)

皆様、長時間にわたりご審議ありがとうございました。事務局より、今後の流れについて簡単にご説明させていただきます。本日取りまとめたいただいた答申については、近日中に会長から市長にご提出をいただきます。その後、6月中旬ごろに市長意見として事業者へ提出をす

るという流れになっております。

以上で、審査会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。